

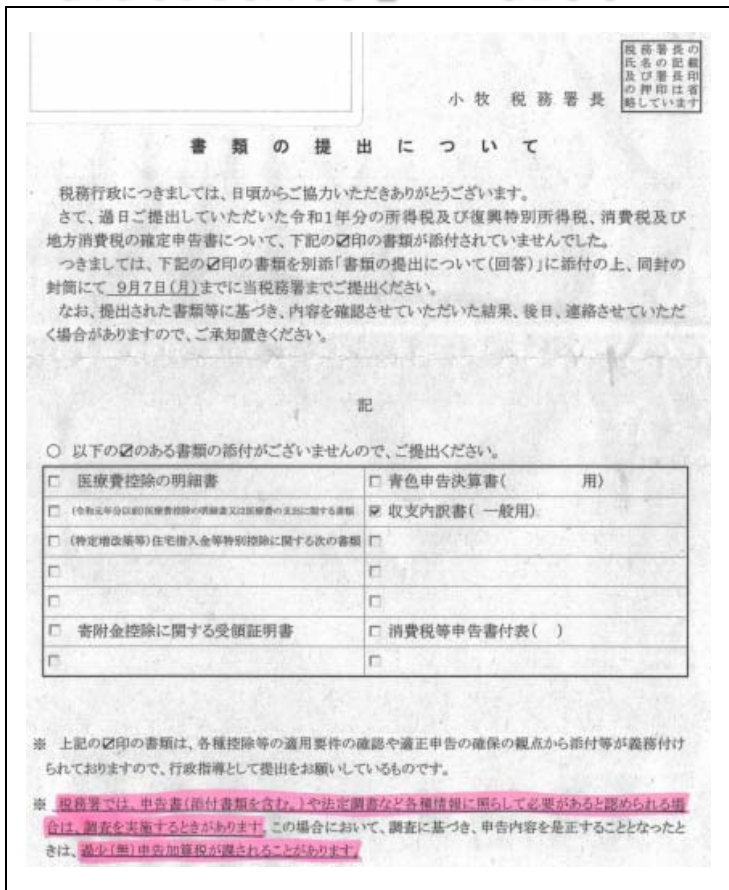
毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。
会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



税務署から「書類の提出について」という文書が届いています 「収支内訳書」を提出しなくても不利益な扱いはありません！



例年より約3ヶ月遅れです
8月24日付で、小牧税務署から「書類の提出について」という文書が送付されています。これは、白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきている文書です。

昨年、一昨年は5月末頃に送付されてきましたが、今年は3ヶ月近く遅れて送付されました。

「収支内訳書」を提出しなくても不利益な扱いはありません。文書には「調査を実施する場合があります」「過少(無)申告加算税が課されることがあります」などと書いてあるのですが、今年9月15日に安に思われる方も多いと思いますが、例年通りの文言です。「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められていますが、民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けなかったことになっています。

小牧税務署との交渉でも「不利益な扱いはしない」
春日井民商が毎年、小牧税務署との間で行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをすることはない」と明確な回答を得ていますのでご安心ください。

小牧税務署に要請書を提出することになっています。
「収支内訳書」の提出とは別に「自分の商売の収支をつかむことは必要」
ただし、「収支内訳書」の提出とは別に、自分の商売の「収支」をつかんでおくことは、自分の商売を続けていく上で必要です。きちんと記帳がされれば、融資を受ける際にも有利になります。新型コロナウイルス感染拡大が進み、中小業者の営業と暮らしが厳しくなっている今だからこそ、自分の商売を守り抜くためにも自主記帳の取り組みを強めましょう。

雇用調整助成金で従業員の雇用と生活を守ろう！ 特例措置が12月末まで延長されます

厚生労働省は8月28日に、新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者(労働保険に加入していることが絶対条件)が、従業員に休業手当を支給し休ませた場合にその一部を政府が負担する「雇用調整助成金」の特例措置を従来の9月末から12月末までに延長することを発表しました。コロナ特例による雇用調整助成金申請は、添付資料も少ないので申請は簡単です。ご不明な点は事務所までお尋ねください。

国保減免相談会開催中です

毎週水曜夜7時～(9月30日まで)

事務所にて開催します。 **要予約**

- ★先着4名までの完全予約制です。必ず事前に予約してください。
- ★この時間では都合が合わないという方はご相談ください。
- ＜もってくるもの＞ 印鑑、今年に入ってからの収入のわかるもの、令和1年度分の確定申告書、課税明細書
- ★国保減免の申請期限は来年3月31日です！

前進座名古屋特別講演

東海道四谷怪談



場所：日本特殊陶業市民会館(金山)
日程：10月11日(土)14:30開演
民商に千ヶツトあります
(特別価格 7,500円でのご案内です)